

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部を改正する条例

(公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(秘密保持義務) 第10条 [略]</p>	<p>(秘密保持義務) 第10条 [略] <u>(指定の取消し等)</u> 第11条 知事等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u> <u>(1) 法令の規定に違反したとき。</u> <u>(2) 第3条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</u> <u>(3) 第7条本文の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。</u> <u>(4) その役員若しくはその指定に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者が、前条の規定に違反したとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県漁港管理条例の一部改正)

第 2 条 岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>

<p>第18条 甲種漁港施設のうち別表第1に掲げる施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（駐車場の使用の許可）</p> <p>第18条の3 駐車場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第18条の5 使用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第18条 甲種漁港施設のうち別表第1に掲げる施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（駐車場の使用の許可）</p> <p>第18条の3 駐車場を使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事が駐車場の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第18条の5 使用者は、駐車場の利用に係る料金（<u>知事が駐車場の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。</u>）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事が駐車場の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県港湾施設管理条例の一部改正）

第3条 岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料等の徴収）</p> <p>第12条 許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は別表第2に掲げる占用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第16条 リアスハーバー宮古の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定</p>	<p>（使用料等の徴収）</p> <p>第12条 許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料、<u>別表第2に掲げる占用料又は別表第3に掲げる金額の範囲内で知事が定める使用料</u>（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第16条 リアスハーバー宮古の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定</p>

<p>管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 利用料金の上限額 (第16条の3 関係)</p> <p>[略]</p>	<p>管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 <u>使用料又は利用料金の上限額 (第12条、第16条の3 関係)</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(県立体育館条例の一部改正)

第4条 県立体育館条例(昭和42年岩手県条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 第3条第1項及び第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第3条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者(<u>知事が体育館の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 第3条第1項及び第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、体育館の利用に係る料金(<u>知事が体育館の管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事が体育館の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県立野球場条例の一部改正)

第5条 県立野球場条例(昭和45年岩手県条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 野球場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 野球場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 使用者は、野球場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 野球場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第3条 野球場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者<u>(知事が野球場の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 使用者は、野球場の利用に係る料金(<u>知事が野球場の管理を行う場合にあつては、使用料。</u>以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事が野球場の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(県立スケート場条例の一部改正)

第6条 県立スケート場条例(昭和47年岩手県条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 スケート場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条の2 スケート場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244</p>

<p>条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（使用許可）</p> <p>第3条 スケート場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 使用者は、別表第1に掲げる施設（インラインスケート練習リンクを除く。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（使用許可）</p> <p>第3条 スケート場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事がスケート場の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 使用者は、別表第1に掲げる施設（インラインスケート練習リンクを除く。）の利用に係る料金（<u>知事がスケート場の管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事がスケート場の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（県民会館条例の一部改正）

第7条 県民会館条例（昭和48年岩手県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条の2 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第3条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなら</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条の2 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（使用の許可）</p> <p>第3条 会館を使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事が会館の管理を行う</u></p>

ない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2・3 [略]

(利用料金)

第6条 第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金を納付しなければならない。

2 [略]

3 前2項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、施設にあつては別表第2から別表第4までに掲げる金額の、附属の設備にあつては規則で定める金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4・5 [略]

場合にあつては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2・3 [略]

(利用料金)

第6条 第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（知事が会館の管理を行う場合にあつては、使用料。次項において同じ。）を納付しなければならない。

2 [略]

3 前2項に規定する利用に係る料金又は使用料（以下「利用料金」という。）は、施設にあつては別表第2から別表第4までに掲げる金額の、附属の設備にあつては規則で定める金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4・5 [略]

6 知事が会館の管理を行う場合においては、第3項後段及び前2項の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(野外活動センター条例の一部改正)

第8条 野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者による管理) 第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。	(指定管理者による管理) 第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 <u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u>
(使用の許可) 第1条の4 センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は	(使用の許可) 第1条の4 センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は

<p>、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略] (利用料金)</p> <p>第2条 使用者は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>、指定管理者<u>（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、教育委員会。以下この条及び第1条の6において同じ。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略] (利用料金)</p> <p>第2条 使用者は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（<u>教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者<u>（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。次条及び第5条において同じ。）</u>が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>教育委員会がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(療育センター条例の一部改正)

第9条 療育センター条例（昭和51年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療<u>及び</u>診断書等の交付（以下「診療等」という。）、児童福祉法第24条の2第1項の指定施設支援（以下「障害児指</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 センターにおいて行う診療<u>若しくは</u>診断書等の交付（以下「診療等」という。）、児童福祉法第24条の2第1項の指定施設支援（以下「障害児指</p>

設支援」という。)、障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)並びに同法第77条第1項及び第3項の規定による事業により提供されるサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1) 診療等に係る利用料金のうち健康保険法(大正11年法律第70号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(以下「算定方法等」という。)に定めのあるもの算定方法等により算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるもの)にあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額)

(2)~(5) [略]

3・4 [略]

定施設支援」という。)、障害者自立支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)又は同法第77条第1項若しくは第3項の規定による事業により提供されるサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの利用に係る料金(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料又は手数料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、指定管理者がその額を定めようとするときは、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(1) 診療等に係る利用料金のうち健康保険法(大正11年法律第70号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(以下「算定方法等」という。)に定めのあるもの算定方法等により算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税が課されることとなるもの)にあつては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を加算した額の範囲内で指定管理者(知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。)が定める額)

(2)~(5) [略]

3・4 [略]

5 知事がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(勤労身体障がい者体育館条例の一部改正)

第10条 勤労身体障がい者体育館条例(昭和52年岩手県条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後



<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項又は第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）その他規則で定める要件に該当する者は、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事が体育館の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項又は第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、体育館の利用に係る料金（<u>知事が体育館の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。</u>）を納付しなければならない。ただし、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。）その他規則で定める要件に該当する者は、この限りでない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事が体育館の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(森林公園条例の一部改正)

第11条 森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 森林公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 森林公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という</p>

<p>。)に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 森林公園の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可(森林ふれあい学習館多目的ホール、森林ふれあい学習館ミーティングルーム又はキャンプ場に係るものに限る。)又は第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、森林公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 森林公園の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者<u>(知事が森林公園の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可(森林ふれあい学習館多目的ホール、森林ふれあい学習館ミーティングルーム又はキャンプ場に係るものに限る。)又は第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、森林公園の利用に係る料金<u>(知事が森林公園の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)</u>を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事が森林公園の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(博物館条例の一部改正)

第12条 博物館条例(昭和55年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 博物館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(入館等の許可)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 博物館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(入館等の許可)</p>

<p>第2条 博物館に入館しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略] (損害賠償等)</p> <p>第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、資料について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>第2条 博物館に入館しようとする者は、指定管理者<u>(教育委員会が博物館の管理を行う場合にあつては、教育委員会。以下この条から第8条までにおいて同じ。)</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略] (損害賠償等)</p> <p>第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者<u>(教育委員会が博物館の管理を行う場合にあつては、知事)</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、資料について準用する。この場合において、同項中「指定管理者<u>(教育委員会が博物館の管理を行う場合にあつては、知事)</u>」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(青少年の家条例の一部改正)

第13条 青少年の家条例(昭和56年岩手県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 青少年の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 青少年の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、団体宿泊訓練その他の研修として使用する小学校児童、中学校生徒その他の教育委員会規則で定める者以外の者が、別表第2に掲げる附属の施設を使用する場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第2条 青少年の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 青少年の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、団体宿泊訓練その他の研修として使用する小学校児童、中学校生徒その他の教育委員会規則で定める者以外の者が、別表第2に掲げる附属の施設を使用する場合は、指定管理者<u>(教育委員会が青少年の家の管理を行う場合にあつては、教育委員会)</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

<p>(利用料金)</p> <p>第6条 第3条第1項ただし書の許可を受けた者は、別表第2に掲げる附属の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 第3条第1項ただし書の許可を受けた者は、別表第2に掲げる附属の施設の利用に係る料金（<u>教育委員会が青少年の家の管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者（<u>教育委員会が青少年の家の管理を行う場合にあっては、知事。第9条において同じ。</u>）が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 <u>教育委員会が青少年の家の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(家族旅行村条例の一部改正)

第14条 家族旅行村条例（昭和58年岩手県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 家族旅行村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 家族旅行村の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 家族旅行村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 家族旅行村の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事が家族旅行村の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p>

<p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（<u>知事が家族旅行村の管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事が家族旅行村の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（緑化センター条例の一部改正）</p> <p>第15条 緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>（使用等の許可）</p> <p>第2条 センターの施設のうち緑化木流通施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>（使用等の許可）</p> <p>第2条 センターの施設のうち緑化木流通施設を使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>
<p>2・3 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、緑化木流通施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、緑化木流通施設の利用に係る料金（<u>知事がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>

5 知事がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(産業文化センター条例の一部改正)

第16条 産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 センターの施設のうち別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 センターの施設のうち別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者<u>（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>
<p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p>
<p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金を納付しなければならない。</p>	<p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金<u>（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、使用料。次項において同じ。）</u>を納付しなければならない。</p>
<p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、施設にあつては別表第2から別表第4までに掲げる金額の、附属の設備にあつては規則で定める金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 前2項に規定する利用に係る料金<u>又は使用料</u>（以下「利用料金」という。）は、施設にあつては別表第2から別表第4までに掲げる金額の、附属の設備にあつては規則で定める金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</p>

4・5 [略]	4・5 [略] 6 知事がセンターの管理を行う場合においては、第3項後段及び前2項の規定は、適用しない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(スキージャンプ場条例の一部改正)

第17条 スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 ジャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 ジャンプ場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 使用者は、ジャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 ジャンプ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 ジャンプ場を使用しようとする者は、指定管理者<u>（知事がジャンプ場の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 使用者は、ジャンプ場の利用に係る料金（<u>知事がジャンプ場の管理を行う場合にあつては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事がジャンプ場の管理を行う場合においては、<u>第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(総合防災センター条例の一部改正)

第18条 総合防災センター条例（昭和61年岩手県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 センターの施設のうち視聴覚施設又は訓練研修施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 センターの施設のうち視聴覚施設又は訓練研修施設を使用しようとする者は、指定管理者<u>（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(水産科学館条例の一部改正)

第19条 水産科学館条例（昭和61年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 科学館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(入館の許可)</p> <p>第2条 科学館に入館しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 入館者は、科学館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 科学館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(入館の許可)</p> <p>第2条 科学館に入館しようとする者は、指定管理者<u>（知事が科学館の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第5条 入館者は、科学館の利用に係る料金（<u>知事が科学館の管理を行う場合</u></p>



<p>納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p><u>にあつては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事が科学館の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(武道館条例の一部改正)

第20条 武道館条例(昭和61年岩手県条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 武道館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 武道館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 武道館の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 武道館の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者<u>(知事が武道館の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>
<p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 使用者は、武道館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 使用者は、武道館の利用に係る料金<u>(知事が武道館の管理を行う場合にあつては、使用料。以下「利用料金」という。)</u>を納付しなければならない。</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事が武道館の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(福祉の里センター条例の一部改正)

第21条 福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者<u>（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（<u>知事がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(屋内温水プール条例の一部改正)

第22条 屋内温水プール条例（平成5年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>

<p>第1条の2 プールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（使用等の許可）</p> <p>第2条 プールの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第1条の2 プールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（使用等の許可）</p> <p>第2条 プールの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事がプールの管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（<u>知事がプールの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。</u>）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事がプールの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

（福祉交流施設条例の一部改正）

第23条 福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第1条の2 交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（使用等の許可）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第1条の2 交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（使用等の許可）</p>

<p>第2条 交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略] (利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、高齢者(65歳以上の者をいう。)その他規則で定める者は、無料とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第2条 交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が交流施設の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)_の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略] (利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(知事が交流施設の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、高齢者(65歳以上の者をいう。)その他規則で定める者は、無料とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事が交流施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(オートキャンプ場条例の一部改正)

第24条 オートキャンプ場条例(平成11年岩手県条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 オートキャンプ場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 オートキャンプ場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 オートキャンプ場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 オートキャンプ場の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする</p>

<p>者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>者は、指定管理者<u>(知事がオートキャンプ場の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(<u>知事がオートキャンプ場の管理を行う場合にあつては、使用料。以下「利用料金」という。</u>)を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事がオートキャンプ場の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(海岸休養施設条例の一部改正)</p> <p>第25条 海岸休養施設条例(平成11年岩手県条例第31号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 休養施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 休養施設の施設及び設備で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 休養施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 休養施設の施設及び設備で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者<u>(知事が休養施設の管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。)</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

<p>(利用料金)</p> <p>第6条 使用者は、休養施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 使用者は、休養施設の利用に係る料金（<u>知事が休養施設の管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>知事が休養施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(美術館条例の一部改正)

第26条 美術館条例（平成13年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(観覧等の許可)</p> <p>第2条 美術館の施設のうち別表第1に掲げるものにおいて美術品等の観覧をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、美術品等について準用する。この場合において、同項中「</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(観覧等の許可)</p> <p>第2条 美術館の施設のうち別表第1に掲げるものにおいて美術品等の観覧をしようとする者は、指定管理者<u>（教育委員会が美術館の管理を行う場合にあっては、教育委員会。以下この条から第8条までにおいて同じ。）</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者<u>（教育委員会が美術館の管理を行う場合にあっては、知事）</u>の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、美術品等について準用する。この場合において、同項中「</p>

指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。	指定管理者 <u>(教育委員会が美術館の管理を行う場合にあっては、知事)</u> 」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。
------------------------------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(いわて子どもの森条例の一部改正)

第27条 いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 子どもの森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 子どもの森の施設及び設備で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設又は設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第1条の2 子どもの森の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(使用等の許可)</p> <p>第2条 子どもの森の施設及び設備で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者 <u>(知事が子どもの森の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)</u> の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設又は設備の利用に係る料金 <u>(知事が子どもの森の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)</u> を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事が子どもの森の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(公会堂条例の一部改正)

第28条 公会堂条例（平成17年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条 公会堂の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>（使用等の許可）</p> <p>第4条 公会堂の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第2条 公会堂の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。<u>ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（使用等の許可）</p> <p>第4条 公会堂の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（<u>知事が公会堂の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。</u>）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（利用料金）</p> <p>第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（<u>知事が公会堂の管理を行う場合にあっては、使用料。</u>以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 知事が公会堂の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（いわて県民情報交流センター条例の一部改正）

第29条 いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 県民活動交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 県民活動交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者</p>



」という。)に行わせる。

(使用等の許可)

第5条 県民活動交流センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2・3 [略]

(利用料金)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

(損害賠償等)

第16条 いわて県民情報交流センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(使用等の許可)

第5条 県民活動交流センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が県民活動交流センターの管理を行う場合にあっては、知事。以下この章において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2・3 [略]

(利用料金)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(知事が県民活動交流センターの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

5 知事が県民活動交流センターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(損害賠償等)

第16条 いわて県民情報交流センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者(知事がいわて県民情報交流センターの管理を行う場合にあっては、知事)の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(いわて体験交流施設条例の一部改正)

第30条 いわて体験交流施設条例(平成19年岩手県条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第2条 体験交流施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条	第2条 体験交流施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条

の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（使用等の許可）

第4条 体験交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2・3 [略]

（利用料金）

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2～4 [略]

の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（使用等の許可）

第4条 体験交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者（知事が体験交流施設の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2・3 [略]

（利用料金）

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（知事が体験交流施設の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2～4 [略]

5 知事が体験交流施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。